

福島労働局 死亡労働災害防止対策強化 実施結果まとめ

令和3年3月29日
福島労働局労働基準部健康安全課

福島労働局管内では、死亡労働災害が本年4月20日時点で13件発生し、大幅な増加が危惧される状況であったため、8月31日までを緊急死亡労働災害防止対策実施期間として、関係団体に対する緊急要請、災害多発業種に対する監督・個別指導やパトロール等を実施した。

しかし、同期間中においても死亡労働災害の多発傾向に歯止めがかからず、特に建設業では、同期間に6件の死亡労働災害が発生し、10月30日現在で、全産業における死亡労働災害の半数を占める11件となった。

この状況を踏まえ、死亡労働災害の発生に歯止めをかけるため、11月1日から、県内労使団体を通じて死亡労働災害防止に向けた気運の醸成を図るほか、特に多発している建設業に対し重点的に指導を行うなど、以下により対策の強化を図ることとした。

- (1) 死亡労働災害の防止に向けた気運の醸成を図るための広報の実施
- (2) 労使団体及び発注機関に対する死亡労働災害防止のための啓発活動強化の要請
- (3) 死亡災害が発生するおそれの高い建設現場に対する重点的な監督指導等の実施
- (4) 安全パトロールの実施
- (5) 事業主に対する年末年始における無災害運動への参加の呼びかけ

対策強化期間中における局・署の実施事項、期間中における死亡災害発生状況、期間中における活動状況及び課題を下記の通り取りまとめた。

記

1. 実施した事項

- (1) 死亡労働災害の防止に向けた気運の醸成を図るための広報の実施

局においては、次の通り報道発表を行い、TVメディアその他において報道された。

- ・11/2 発表「死亡労働災害防止対策を強化」NHK、3紙にて報道
- ・11/13 発表「局長パトロールを実施（郡山）」NHK、2紙にて報道
- ・12/1 発表「局長パトロールを実施（いわき）」NHK、3紙にて報道
- ・12/1 定例会見において、労働基準部長より対策強化の趣旨説明実施
- ・局ホームページ掲載（フォトレポート・局長パトロール）

また、集団指導や説明会の主催者や出席者に対し、エイジフレンドリーガイドライン広報用ポスターの配布を行った。

署においては、独自に労働災害防止のためのパンフレットやリーフレットを作成し、地区労働基準協会の会員事業場や建設業者に配布した例（福島署、郡山署、いわき署、会津署）、管内市町村に要請を行った結果、広報紙に掲載された事例（郡山署）、地区労働基準協会の広報誌に掲載依頼を行った例（福島署、郡山署）、地区労働基準協会等関係団体のホームページに掲載依頼を行った例（福島署、須賀川

署、白河署)、労働者死傷病報告受理時等、様々な機会をとらえて署独自リーフレットや広報文の配布機会の拡大を図った事例(福島署、郡山署、須賀川署)が認められた。

(2) 労使団体及び発注機関に対する死亡労働災害防止のための啓発活動強化の要請

局においては、11/6 付け「死亡労働災害防止対策の一層の強化について(要請)」により、局長名で文書要請を県内の災害防止団体(13 団体)、連合福島及び国・県等の発注機関(14 機関)に対し行った。

各災害防止団体から会員事業場に対し、機関紙への掲載等により要請内容の伝達が行われた。また、連合福島からは、傘下団体に対し文書周知するとの回答があった。

署においては、管内の災害防止団体、公共工事の発注機関、発注者や施行業者等で組織する安全推進協議会等に対し、計 197 件の要請を行った。

特に、郡山署においては、管下自治体や商工会等の商工団体等に対しても幅広に要請を実施し、自治体からの問い合わせや広報誌に掲載される(大玉村)等の反響があった。

さらに、会津署においては、65 団体と広く文書要請を行ったほか、文書要請のみにとどまらず、建設業協会各支部への直接訪問、除雪作業受注機関に対する安全講習会の実施等により、直接要請を行った。

また、新聞販売業や郵便局に対し、積雪・凍結による転倒・交通労働災害防止に係る要請を行った事例(須賀川署)、小売業、社会福祉施設又は一般飲食店等で、複数回の労働災害を発生させた事業者の本部等に対する文書要請を行った事例(喜多方署)もみられた。

(3) 死亡災害が発生するおそれの高い建設現場に対する重点的な監督指導等の実施

対策強化期間中、各労働基準監督署において、県内 500 件を超える建設現場に対し、労働災害防止を主眼とする監督指導を実施した。

(4) 安全パトロールの実施

局においては、次の通り局幹部による安全パトロールを実施した。

○局長パトロール

- ・ 11/26 郡山市 市発注 赤木貯留管築造工事
- ・ 12/11 いわき市 民間発注 いわき好間バイオマス発電所建設工事

○労働基準部長パトロール

- ・ 11/24 福島市 国発注 平田川橋川袋地区下部工工事

各労働基準監督署においては、公共工事の発注機関、安全推進協議会及び災害防止団体等と連携する等により、パトロールを計 33 回実施した。

特に郡山署および会津署にあっては、発注機関や安全推進協議会等の関係団体に対しパトロールの呼びかけを積極的に行い、合同パトロールの実施に至った事例も認められた。

(5) 事業主に対する年末年始における無災害運動への参加の呼びかけ

局及び署において、会議・会合の機会を活用し、事業主 1,468 件に対し、年末年始における無災害運動への参加の呼びかけを行った。

2. 対策強化後の死亡労働災害発生状況

令和2年11月以降、11月に1件、12月に3件の計4件の死亡労働災害が発生した。業種別にみると、建設業2件、道路貨物運送業2件となった。

所轄	発生日	業種	性別	年齢	職種	事故の型	概要
相馬	11/30	道路貨物 運送業	男	46	作業員	飛来・落下	鋼材をクレーンで吊り上げたところ荷が落下し頭部に当たった。
郡山	12/2	建設業	男	67	作業員	交通事故	道路上で作業中後進してきた通行車にひかれた。
いわき	12/15	建設業	男	53	作業員	墜落・転落	ホッパーにたまつた粉体の吸引作業のためホッパー内に降りようとして墜落した。
いわき	12/29	道路貨物 運送業	男	62	運転手	墜落・転落	車両を後進させたところガードレールに接触したため、降車しようとして道路脇を流れる河川に転落した。

3. 課題

(1) 建設業における労働災害防止活動の活発化

今回の対策強化については、建設業を重点的な対象として実施したところであるが、強化期間中においても、建設現場においては、墜落・転落災害と作業現場における車両との接触災害という従来型の災害が発生したところである。

この間、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、いわゆる3密を避ける、社会的距離を取る等、感染予防対策が推進され、感染防止のために作業員が集まるに制約を受けた結果、重層請負関係における請負業者指導等の統括管理活動の減少、作業前ミーティングや危険予知活動等による危険箇所のあぶり出し、安全作業方法の事前検討等が未実施となり、現場内におけるコミュニケーションが十分に取られなくなったことが背景にあるのではないかと考えられる。

したがって、安全管理活動が低調な事業場については、さらなる労働災害発生のリスクを低減するため、建災防等の災害防止団体を通じ、業界あげて感染拡大防止を図りながらの自主的な安全活動に活発に取り組む必要がある。

(2) 災害防止団体の自主的活動の推進

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、請負業者に対する安全指導や安全意識高揚を目的とする集合形式の指導等が困難な状況が依然として続いていることから、今後は感染防止に配慮しながら、オンラインの活用等による安全管理指導、建災防等の災害防止団体を活用した啓発活動や安全パトロールの実施等により、自主的な安全管理活動の更なる活発化を推進するべきである。